万国郵便条約の第二追加議定書をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月六日

内閣総理大臣　高市　早苗

条約第十三号

万国郵便条約の第二追加議定書

ドバイにおいて大会議として会合した万国郵便連合加盟国の政府の全権委員は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十九条2の規定に鑑み、合意により、かつ、同憲章第二十四条3及び5の規定の適用があることを条件として、万国郵便条約（以下「条約」という。）に対する次の改正を採択した。

第一条

条約第四条を次のように改める。

第四条　継越しの自由

1　万国郵便連合憲章第一条に規定する継越しの自由の原則により、加盟国は、その指定された事業体が他の指定された事業体から引き渡される閉袋及び開袋通常郵便物を、いかなる場合にも、自国内で差し出される郵便物について利用する最も速達の線路によって、かつ、最も安全な方法によって送達することを確保する義務を負う。この原則は、誤送された郵便物及び線路を誤った郵袋についても適用する。

2　伝染性物質又は放射性物質を包有する郵便物の交換に参加しない加盟国は、自国の領域を経由するこれらの郵便物の継越しを認めないことができる。通過国である加盟国は、開袋継越しについて、印刷物（定期刊行物、雑誌等）及び小形包装物であって、自国内における発行又は流布の条件を定める法令に抵触するものについても、同様に継越しを認めないことができる。また、M郵袋は、開袋継越しが認められない。

3　小包についての継越しの自由は、連合の全境域において保障される。

4　加盟国が継越しの自由に関する規定を遵守しない場合には、他の加盟国は、当該加盟国との間の郵便業務の提供を中止する権利を有する。

第二条

条約第六条を次のように改める。

第六条　郵便切手

1　「郵便切手」という語は、この条約に基づいて保護されるものとし、この条及びこの条約の施行規則に定める条件を満たす切手にのみ用いられる。

2　郵便切手は、

2.1　連合の文書に基づき、加盟国又は地域の権限の下においてのみ発行し、及び流通する。

2.2　主権の表象であり、また、連合の文書に適合するように郵便物に貼り付ける場合には、当該郵便切手の本質的な価値に相当する料金の納付の証拠となる。

2.3　料金納付又は収集のため、発行する加盟国又は地域においてその法令に基づき通用する。

2.4　発行する加盟国又は地域の全ての利用者が入手可能なものでなければならない。

3　郵便切手は、次のものを含む。

3.1　ローマ文字で記載された発行する加盟国若しくは地域の名称（注）又は発行する加盟国若しくは地域から万国郵便連合国際事務局に要請がある場合には、この条約の施行規則に定める条件に従い、当該加盟国若しくは地域を公式に代表する略号若しくは頭文字

注　切手を発明した国であるグレートブリテン及び北アイルランド連合王国には例外が認められる。

3.2　次のもので記載された額面

3.2.1　原則として、発行する加盟国若しくは地域の通貨又は文字若しくは記号

3.2.2　その他の識別のための特徴

4　郵便切手に描かれた国の紋章、監督用の公の記号及び政府間機関の記章は、工業所有権の保護に関するパリ条約に基づいて保護される。

5　郵便切手の主題及び意匠は、

5.1　万国郵便連合憲章前文の精神及び連合の機関が行う決定に従う。

5.2　加盟国若しくは地域の文化的同一性と緊密な関係を有し、又は文化の普及若しくは平和の維持に貢献するものとする。

5.3　加盟国又は地域において、外国の重要人物又は出来事を記念する場合には、当該加盟国又は地域と緊密な関係を有するものとする。

5.4　政治的性質又は個人若しくは国を侮辱する性質を有してはならない。

5.5　加盟国又は地域にとって重要な意味を有するものとする。

6　連合の文書に定める郵便料金納付の印影、料金計器による印影及び印刷機その他の押印機器による印影は、加盟国又は地域が認める場合にのみ使用することができる。

7　加盟国は、新たな素材又は技術を使用した郵便切手を発行する前に、当該郵便切手と郵便物を処理する機械との適合性に関する必要な情報を国際事務局に提供する。同事務局は、他の加盟国及びその指定された事業体にその旨を通報する。

第三条

条約第九条を次のように改める。

第九条　違反行為

1　郵便物

1.1　加盟国は、次の行為を防止するため並びに次の行為を行った者を訴追し、及び処罰するために必要な全ての措置をとることを約束する。

1.1.1　麻薬、向精神薬及び危険物を郵便物に入れること。ただし、この条約及びその施行規則がこれらを郵便物に入れることを明示的に認めている場合は、この限りでない。

1.1.2　小児性愛又は児童ポルノの性質を有する物品を郵便物に入れること。

2　郵便料金納付及びその手段

2.1　加盟国は、次に掲げる郵便料金納付の手段に関する違反行為を防止し、抑圧し、及び処罰するために必要な全ての措置をとることを約束する。

2.1.1　通用中の又は通用が廃止された郵便切手

2.1.2　郵便料金納付の印影

2.1.3　料金計器又は印刷機による印影

2.1.4　削除